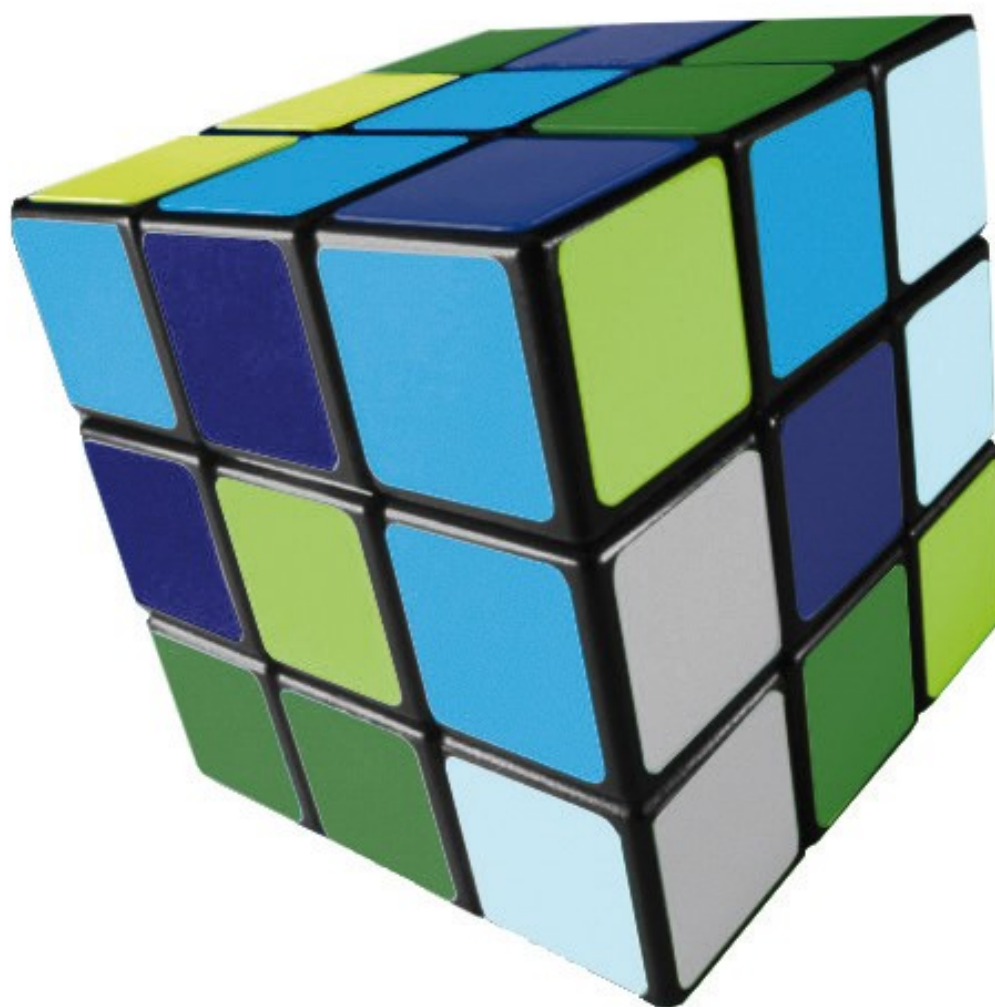


EU 銀行構造改革 新たな形に組み立て直す



目次

エグゼクティブ・サマリー	1
はじめに	2
欧州委員会の規則案	3
欧州委員会その他による構造改革案の比較分析	7
金融機関にとってのデザインと実務に関する課題	8
付録－各国の構造改革案の詳細比較表	14
連絡先	19

エグゼクティブ・サマリー

EU ではこの 12 カ月で銀行構造改革案が急増しました。
いまや英国、フランス、ドイツ、ベルギーで法律が成立し、
直近では欧州委員会が独自の提案を打ち出しました。

欧州委員会が 2014 年 1 月に公表した提案¹は、既存の各国版とは異なっており、さまざまな各国の要素を取り入れた混合型であるように思われます。この提案は一方では、EU で事業を行なっている大規模銀行に対し、自己勘定取引を行なうことやヘッジファンドと特定の関係を持つことを禁止（米国のボルカールールと類似）していますが、英国などの国に対しては独自の解決策を認めつつ（特定の条件が満たされることを条件として）、リーカナン報告書²の提言に従って、特定のトレーディング業務の潜在的なリングフェンス（隔離）を実施しています。

欧州委員会の規則は、EU に本社を置くグローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）と、300 億ユーロを超える資産を保有しており、かつ 700 億ユーロまたは資産の 10% を超えるトレーディング業務を行っている銀行（もしくは、そのような銀行を含むグループ）に適用されます。これはまた、EU 域内で事業を行っている EU 域外の銀行の支店にも適用されますが、それらの銀行の場合、EU 域内の業務のみが評価対象となります。規則の適用対象となる銀行の最初のリストは、2016 年 7 月に公表される見込みです。

自己勘定取引の禁止は、基準額を超える全ての金融機関に適用されます。追加的なリングフェンスは、一部にのみ適用され、そのトレーディング業務の規模と複雑性の評価に従います。各国の規制当局は、規則の適用に関する決定においてかなりの裁量を維持することになります。

欧州委員会の提案は予定より遅れており、ごく初期の立法段階にとどまっています。立法プロセスをめぐり今後、細部の「調整」がかなり行われると予想され、この作業にさらに 18 カ月かかる可能性があります。

これと対照的なのは各国の法律であり、一部の国では完成にかなり近付いています。特にフランスの銀行は、2015 年に特定のトレーディング業務を分離することをめどに、リングフェンスを実施しなければならない業務を今後数カ月のうちに特定しなければなりません。一方、ドイツの銀行には、2016 年という期限が課せられています。

いくつかの点でこの枠組みが最も発展しているのは英国です。英国は、立法も最も進んでいますが、期限が最も長く設定されており、その施行日は 2019 年に予定されています。今後直面する変革の規模を考慮して、多くの英国の銀行は早くも、5 年後のこの期限に間に合わせるためのデザインと計画立案の作業に取りかかっています。具体的かつ重要な詳細はこれから数年にわたり、プルーデンス規制機構（PRA）によって提供されるため、この作業は必然的に繰り返しを伴うでしょう。当面の間、銀行は、詳細が明らかになり次第、規則の中に何らかの選択の余地があれば検討し、さまざまなリングフェンスの構成を比較する必要があります。

そのためにはまず、銀行の既存の構造を規則が要求する基本構造に照らして評価し、次に、将来考えられる構造のうち、ビジネス的に理にかなわないものを排除するという手順を踏まなければなりません。法令遵守が出发点でなければなりません。規則の中でさまざまな選択的要素が認められていることから、代替策についての詳細な分析とモデリングが必要となります。リングフェンスは、コスト（資金調達コストを含む）の要素とグループ内の関係を変えることを最初から認識しておくことが重要です。途中で明らかになる可能性のある潜在的なオペレーショナルリスクとレガシー問題に対処することと同様、この過程に沿った顧客関係の維持が非常に重要となります。

カギとなるのは、迅速に、しかし目的意識を持って行動し、期限が迫ってから一度の切り替えで一気に移行しようとするのではなく、導入スケジュール全体にわたって「悔いのない」ステップを積み重ねて事を運ぶことです。私たちが見るところ、英国におけるこれまでの経験は、各国レベルあるいは EU レベルで銀行の構造改革を受け入れ始めた他の EU 諸国の銀行にとって、有益な参考情報をもたらします。

1 欧州委員会「Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on structural measures improving the resilience of EU credit institutions (EU の金融機関の回復力を高める構造的政策に関する欧州議会および欧州理事会の規則案)」、2014 年 1 月 29 日。次のサイトから入手可能。
<http://old.eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2014:0043:FIN:EN:PDF>

2 「Final Report of the High-level Expert Group on reforming the structure of the EU banking sector. Chaired by Erkki Liikanen (EU 銀行セクターの構造改革に関するハイレベル専門家グループ（委員長：エルッキ・リーカナン）の最終報告書)」、2012 年 10 月 2 日。次のサイトから入手可能。
http://ec.europa.eu/internal_market/bank/docs/high-level_expert_group/report_en.pdf

欧州委員会がこのほど発表した欧州の銀行の構造改革案に基づき、EUの大規模銀行は自己勘定取引の禁止と、トレーディング業務とリテール預金受入業務の分離に直面しています。

欧州委員会の計画は、既存のさまざまな取り組みを融合したものです。自己勘定取引とヘッジファンドへの投資の禁止は、細部の違いはあれ、ボルカールールと同じ意図を持っています。トレーディング業務の追加的なリングフェンスの可能性は、リーカネン報告書の提言に近いと言えます。そして、リングフェンスの対象となる銀行にとって、グループ内関係に対する一連の制限は、英国のヴィッカーズ委員会の提案を思わせます。しかし、欧州委員会の提案にこれら3つの要素が含まれていることは必ずしも、欧州委員会の提案がこれらの3つの提案と完全に整合していることを意味するわけではありません。

これらの3つの提案はいずれも、「too big to fail(大きすぎてつぶせない)」「より適切に言えば、「too big and complex to fail(大きすぎ、複雑すぎてつぶせない)」の問題を、銀行が完全に自らを分割しなくてもすむようにしつつ解決するための金融危機後の取り組みの一環であり、再建・破綻処理計画の要素と重なる部分があることは明らかです。

しかし、銀行の構造改革をめぐる政治的な利害関係は非常に入り組んでいます。規制当局は、特定の構造改革政策がもたらす破綻処理可能性のメリットを強調していますが、そのような構想は、「過剰なリスクテイク」を減らし、リテール銀行が「バクチ」的な金融業務を行うことを防ごうとする動きとも結び付き始めています。

したがって、リングフェンスはある意味、リテール銀行の破綻の可能性を減らすと同時に、万一破綻した場合にグループや個々の事業体を処理しやすくすることを目的としていると言えます。どちらの要素も、実体経済への円滑かつ持続可能な信用の流れを支えるためには不可欠と見なされています。

銀行業務のリングフェンスの実施前から実施後までの道のりは、長く険しいものであり、実務面ではまだ始まったばかりです。この課題の規模と複雑さを考えると、できる限り早く厳密な計画立案を開始するにこしたことはありません。

本書は、2部構成となっています。第1部では、欧州委員会の提案の細部を取り上げ、特に英国、フランス、ドイツ、ベルギーをはじめとするEU諸国における既存の各国の枠組みと比較します。詳細な比較表は、付録をご覧ください。第2部では、リングフェンスがもたらす実務上の影響と課題を取り上げます。この目的のため、本書では、リングフェンスの細部が最も広範にわたって進んでいる英国の制度の詳細に焦点を当てます。けれども、教訓の多くは、それぞれの国内市場においてリングフェンスの対象となる他の金融機関にも当てはまるでしょう。

銀行業務のリングフェンスの実施前から実施後までの道のりは、長く険しいものであり、実務面ではまだ始まったばかりです。

欧州委員会の規則案

欧州委員会は2014年1月29日、フィンランド中央銀行のエルクキ・リーカネン総裁が議長を務めるハイレベル専門家グループの提言をもとに、EUにおける銀行構造改革に関する規則案を公表しました。

欧州委員会は、リーカネン提言をそのまま受け入れるのではなく、自己勘定取引の全面的禁止(リングフェンスではなく)方針を選択しました。その一方で、残りのトレーディング業務に対する追加的なリングフェンスの可能性を残しています。

適用範囲

欧州委員会はその規則を、EUで事業を行っている大規模信用機関(credit institution)(EU域外の金融機関の支店を含む)に適用することを望んでいます。つまり、以下が適用対象となります。

- EU域内のグローバルなシステム上重要な銀行(改正後の資本要求指令(CRD IV)に定義される)。
- 300億ユーロを超える資産を保有しており、かつ700億ユーロまたは総資産の10%を超えるトレーディング業務を行っている信用機関。EU域外の金融機関の支店については、この基準額はEU域内での業務にのみ適用されます。当初、同規則の適用対象となるには、3年間連続してこれらの基準額を超える必要がありました。

欧州委員会は、過去のデータに基づき、これらの基準によっておよそ30の銀行が適用対象になると推定しており、より新しいデータをもとに最終的に同規則の適用対象となる銀行のリストを2016年7月に公表し、その後は年1回更新する予定です。

自己勘定取引の禁止は、基準額を超える全ての金融機関に適用されますが、追加的なリングフェンスは、そのトレーディング業務の評価に従って一部にのみ適用されます。図1(6ページ)は、信用機関がこの提案によって適用対象となるかどうかを判定するためのフローチャートを示しています。

自己勘定取引とファンドへの投資の禁止

銀行は、金融商品とコモディティの自己勘定取引を禁止されます。しかし、提案されている禁止の範囲は狭く、実際のまたは予想される顧客業務とは無関係に銀行の自己勘定で利益を得ることのみを目的として、自己勘定取引に専従する部署によって実施される取引に適用されます。このアプローチは、自己勘定取引に専従しているわけではない部署を通じて実施される場合でも、自己勘定取引を全面禁止している米国のボルカールールのアプローチとは異なっています。

自己勘定の利益を得ることのみを目的とするオルタナティブ投資ファンド(AIF)への投資も禁止されます。ベンチャーキャピタルファンドや社会起業家ファンドなど、欧州委員会が経済への資金供給のために重要と見なすいくつかのタイプのファンドについては、適用除外が存在します。

トレーディング業務の追加的分離

さらに一部の銀行には、主として所轄の監督当局の裁量により、トレーディング業務の追加的なリングフェンスが課せられます。監督当局は、定められた測定基準を用いて、預金受入銀行のトレーディング業務の規模、複雑性、リスクの度合いを評価しなければなりません。そして、当の銀行の財務安定性または金融システムにとって脅威になると見なされるトレーディング業務については分離を要求することができ、たとえ測定基準を超えていなくても、分離を要求することもできます。しかし、金融機関には反論の機会が与えられ、監督当局の結論が正当化されないことを当局が納得する形で証明することができれば、リングフェンスの実施を進める必要はありません。いずれの場合においても、監督当局は、その結論と論拠を公開する必要があります。

この追加的な分離要求の対象となる金融機関は、以下をはじめとする一連のさらなる構造上・オペレーション上の制限に直面することになります。

- 2つの「同質の機能的サブグループ」— 一方には預金受入事業体、もう一方にはトレーディング事業体—という構造を取ることが要求される。両者の関係は、独立企業間の関係とし、取締役会への共通のメンバーの参加は制限される。また、それぞれのサブグループが各自で負債を発行することが要求される（別個の負債発行がグループの破綻処理計画と相反する場合は除く）。
- 預金受入事業体は、トレーディング事業体の株式を所有することを認められない（ただし、監督当局が株式所有を「グループの機能のために必要不可欠」であると見なし、リスクを軽減するために十分な対策が取られている場合は、この限りではない）。
- リスク管理目的でのトレーディングに対する制限。そのようなトレーディングは、資本、流動性および資金調達に関連するバランスシート・リスクの管理に制限される。この目的でのデリバティブの利用も、集中清算に適合でなければならない特定の区分のデリバティブに制限される。
- 顧客へのリスク管理サービスの提供に対する制約。預金受入事業体は、特定の種類のデリバティブに限り販売することを認められる。それらのデリバティブは全て、集中清算に適合でなければならない。総ポジションに対する限度が適用される。
- 一連の大規模エクスポージャー制限。預金受入機関が所属するグループ内の他のサブグループに対して有するエクスポージャーは、その資本の25%を超えてはならず、グループ外の個別の金融機関に対して有するエクスポージャーは、その資本の25%を超えてはならず、金融機関に対して有する総エクスポージャーは、その資本の200%を超えてはならない。

全面禁止か、選択の余地があるか

リングフェンス規則の適用対象となる金融機関にとって、リングフェンスによって隔離された一方の側で禁止業務と、もう一方の側で禁止業務がいくつかあります。預金受入事業体は、所轄の監督当局によって指定された特定のトレーディング業務に従事することを認められません。そのような業務には、マーケットメイク、複雑な証券化業務、複雑なデリバティブ業務のほか、監督当局の裁量の行使方法によっては、より多くの業務が含まれる可能性があります。一方、グループ内のトレーディング事業体は、EU 預金保険制度の対象となる預金を受け入れることを禁止される（これがトレーディングのための担保取引に関係している場合は除く）とともに、決済サービスの提供も禁止されます（ここでも、これがトレーディングのための担保取引に付随している場合は除く）。

しかし、モーゲージやクレジットカード、法人貸出、個人ローンなど、明示的に禁止されていない業務は、どちらのタイプの事業体にも配置できます。リングフェンスの対象となる預金受入機関は、一部のトレーディング業務とデリバティブ業務に従事することを許可され（ここでも、監督当局の見解による）、一定の限度まで金融機関に対するエクスポージャーを認められる可能性があるものの、銀行の経営幹部は、これらのサービスをどちらの側で提供した方がビジネス的により理にかなっているかを判断する必要があります。

（一部の）加盟国には独自路線を認める—特例措置

既存の各国の案との整合性は、銀行と各国の政策立案者の双方にとって懸念となっています。自己勘定取引の禁止は、EU 諸国全体にわたって強制となりますが、トレーディング業務のリングフェンスに関しては、欧州委員会は、同委員会が国独自の制度を望む加盟国に対して、銀行ごとに個別に特例措置（derogation）を認めることができるようにすることを提案しています。

特例措置の枠組みは、欧州委員会がフランスとドイツの制度ではなく、英国の制度を取り入れようとしていることを示唆しています。

しかし、特例措置はどの国も自由に利用できるわけではありません。欧州委員会は、これらの特例措置は、すでに「同等以上の (super equivalent)」措置を導入している加盟国が、現行の有効な条項を欧州委員会独自の計画に高い費用をかけて整合させなくてもすむようにすることを目的として述べています。各国で公布されている法が同規則に相反すると認定されていないことを含め、いくつかの特定の条件が満たされていなければなりません。域内市場と単一ルールブックのほか、設立途中にある銀行同盟への影響も考慮されます。特例措置の枠組みは、欧州委員会がフランスとドイツの制度ではなく、英国の制度を取り入れようとしていることを示唆しています。

欧州委員会はまた、まだ法律を整備していない国が特例措置を利用できないようにすることを望んでいます。草案によれば、2014年1月末までに成立した法律のみが適格となります。

第三国との同等性—適用除外の可能性

欧州委員会はまた、非 EU 諸国との同等性評価を実施する可能性を指摘しています。そのような同等性評価の恩恵を受けるのはおそらく、EU 域内の銀行の EU 域外の子会社と EU 域外の銀行の EU 域内の支店であり、同等性評価の結果が良好であれば、EU 規則を免除される可能性があります。ただし、EU 規則の相互認識が要求されることとなります。

採択時期

欧州委員会は、この規則については2015年6月までの採択、要求される追加的な委任法については2016年1月までの採択を予想しています。このスケジュールでは、適用対象となる銀行と適用除外となる銀行の最初のリストは、2016年7月までに公表され、自己勘定取引の禁止は2017年1月から適用、トレーディング業務の分離は2018年7月までに適用されることとなります。

しかし、これを実現するためにはまず、提案が EU 立法機関を通過しなければなりません。その道のりは、特に、夏の選挙後に欧州議会と欧州委員会の首脳陣の交代が差し迫っていることから、険しいものになる可能性が多分にあります。つまり、2014年の秋までは、真の意味での進展は見込めません。

この提案はまだ、EU の立法機関を通過していません。

その道のりは、特に欧州議会と委員会の首脳陣の交代が差し迫っていることから、険しいものとなる可能性が多分にあります。

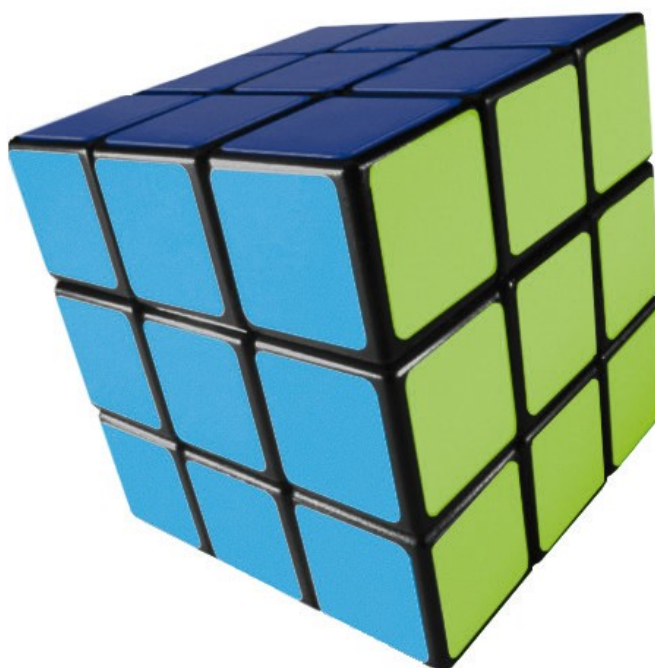
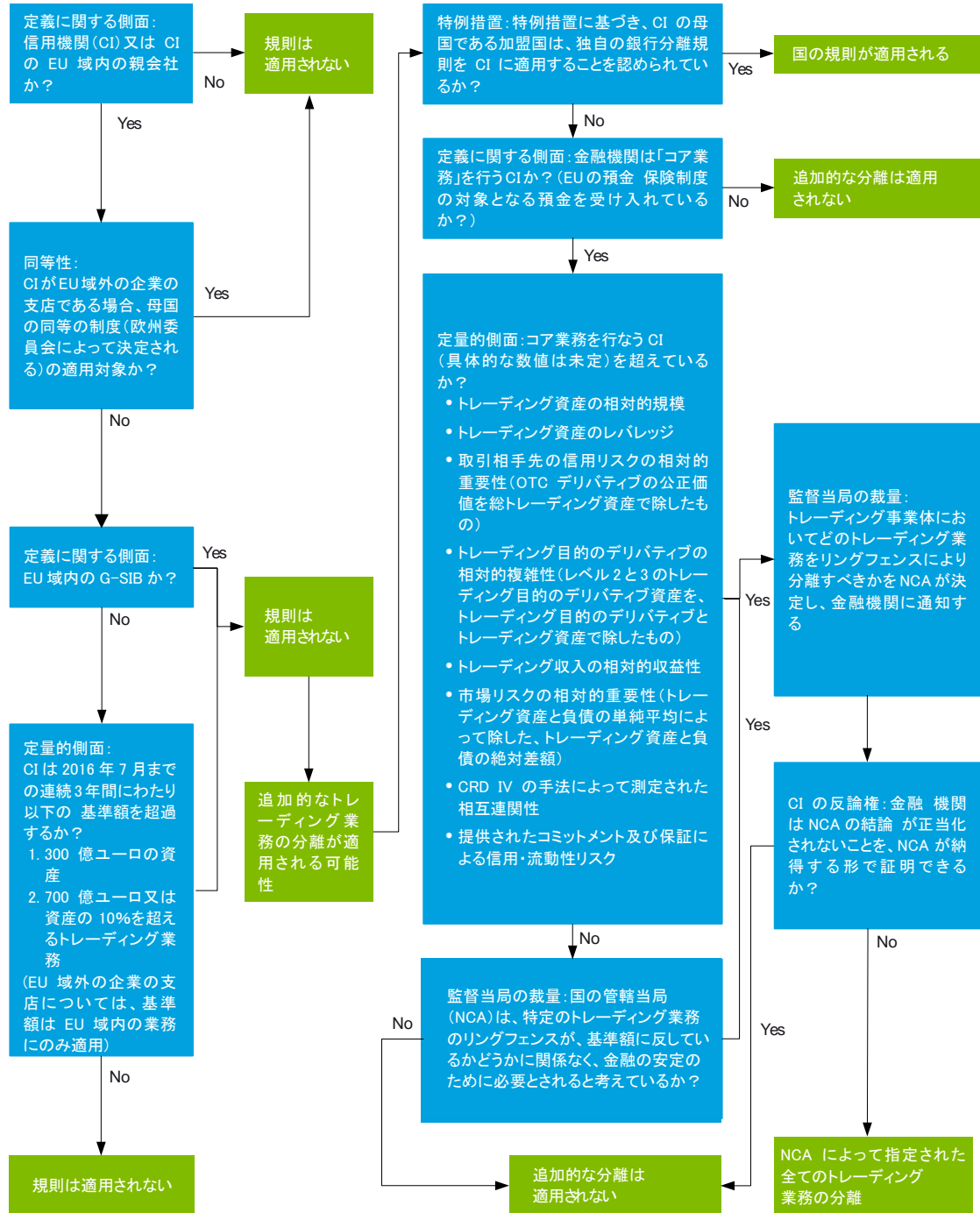


チャート1 - どの金融機関が影響を受けるのか？



欧州委員会その他による構造改革案の比較分析

各国の構造改革案には、若干の違いがあります。中でも英国は、トレーディング業務ではなくリテール銀行業務のリングフェンスを実施するという決定が他国とは大きく異なっています。それ以外の点では、各国の提案は、リテール預金受入業務と特定の種類のトレーディング業務の分離を確実にしているという点において類似しています。

英国は、早くから導入を進めている国の一つであり、2011年に独立銀行委員会が構造改革を提案していました(ヴィッカーズ報告書)。一方、米国の政策立案者は2010年ドッド・ فرانクリン法の一環として、独自の非常に異なる提案を導入しました。他の国々でこのような考えが本格的に注目を集めるようになったのは、2011年後半に入ってからのことでした。直近では、フランスとドイツにおいて構造改革法が可決され、ベルギーでは法案が提案されました。オランダの専門家委員会も構造改革を進めることを提言していますが、法案の提案には至っていません。

大枠となる法律のいくつかは最終決定されたものの、特に銀行が実際にどのように対応すべきかを定める細かい規則をはじめ、詳細の大部分はまだ決定されていません。要するに、多くの規則制定作業が残っているのです。

EU域内では、欧州委員会だけが、大規模銀行の自己勘定取引を非リテール事業体に移転するのではなく全面的に禁止することを提案しています。そのような禁止は、リーカングループの提言よりもさらに一歩踏み込んだものとなります。一部の国は、自己勘定取引のリングフェンスを検討していますが、英国の銀行基準議会委員会は、この段階では禁止は必要ではないとの結論を出しました。

適用要件も国ごとに大きな違いがあります。資産300億ユーロという欧州委員会の基準額は、単一監督制度において(他の目的で)用いられている基準額と同じです。しかし、「トレーディング業務(trading activities)」の定義は、トレーディング資産又は負債の測定ほど単純ではないため、EU域内のG-SIB以外に提案の適用対象となる金融機関を正確に評価することは容易ではありません。トレーディング業務のリングフェンスを実施しようとしている他のEU諸国は、実施されているトレーディング業務の規模を基準として、英国とは異なる基準額を設けているか、場合によってはまだ具体的な基準額を定めていません。英国では、トレーディング業務の規模ではなくリテールの預金受入業務に焦点が置かれており、政策立案者の焦点が異なることを物語っています。

監督当局に認められる裁量の大きさは、特に欧州中央銀行(ECB)が規則の適用対象となるあらゆるユーロ圏の銀行に対するリングフェンスの決定について責任を負う可能性が高いことを考えると、この状況にさらに不確実な要素を持ち込んでいます。しかも、ECBはまだ、これらの新たな責任を引き受けるための取り組みを進めている最中であるため、監督上の問題の大部分に対するECBの見解は広く理解されていません。例えば、フランスとドイツが特例措置を認められた場合、それぞれの国の規則(EUの規則ではなく)を監督する責任を負うのは、ECBなのか、それとも各国の当局なのかは不明です。

欧州委員会は、連結監督当局がトレーディング業務に関する定量的評価の後、トレーディング業務のリングフェンスの可能性について決定を下すという構想を立てています。しかし同時に、定量的なトリガーが発動されるかどうかに関係なくリングフェンスを課す裁量を監督当局に認められると思われ、このプロセスをいっそう複雑にしているのが、金融機関には、そのような決定の取り消しを求めて監督当局に言い分を述べる機会が与えられるという点です。したがって、たとえ単一のEU構造改革規則の中でさえも、特にユーロ圏内と圏外の国の間で、銀行によって非常に異なる結果が出る余地があります。

監督当局に認められる裁量の大きさは、この状況にさらに不確実な要素を持ち込んでいます…

各国案の適用期限も幅があります。皮肉なことに、リングフェンスの実施方法の検討が最も進んでいるのは、導入までの移行期間が最も長い英国です。これはおそらく、英国で提案されている変革の範囲が他国よりもはるかに大きいためと思われるが、そうは言っても、最終決定しなければならない細部はまだ多く残っています。英国よりも後に着手したフランスとドイツはいずれも、はるかに短い導入スケジュールを進めることを決定しています(フランスの銀行は特に、分離対象となる業務を2014年半ばまでに特定しなければなりません)。一方、ベルギーとオランダの導入スケジュールは、まだ不透明なままです。

付録1の表は、EU、英国、フランス、ドイツ、ベルギー、米国の構造改革案をはじめとする、さまざまな構造改革案の詳細を比較しています³。

³ 本書の執筆時点において、オランダでは、法案は一つも提出されていません。なお本書では、米国のボルカールール、外国銀行に対する中間持ち株会社要件、スワップ「プッシュアウト(分離)」規則をひとまとめに扱っています。

金融機関にとってのデザインと 実務に関する課題

どの規則の影響を受けるにせよ、リングフェンスの導入は、リテール業務を対象とするものであれトレーディング業務を対象とするものであれ、容易なことではありません。

デザインと導入プログラムは一般に、複数年にわたる大規模な変革プロジェクトとなり、移行期間中に多大な混乱を生じさせるとともに、かなりのオペレーショナルリスクをもたらします。

取り組むべき課題は、新たな法的主体構造のデザインと導入に加え、それに伴うガバナンス、バランスシート構造、オペレーティングモデルの変革も含まれることとなります。規則の最低要件の遵守が当然の出発点となりますが、それ以外に多くの選択の余地があるため、金融機関は事業戦略について選択を行う必要が生じます。その際、資本と資金調達に関する問題点、オペレーションとガバナンスに関する問題点、そしてもちろん顧客との関係に注意を払わなければなりません。

以下においては、これらの問題点を考慮する際の基本的な概念体系を紹介します。このプロセスにおいてはまず、銀行の既存の事業構造を調べ、遵守のために必要となる最低限の変革の規模を検討した後、代替的なモデルについて同じように検討を進め、次第に多くの詳細を分析に組み込むことによって遵守を達成できない選択肢と実行不能な選択肢を消去していきます。

遵守を超えて

出発点は、**最低規制要件**を満たすことでなければなりません。どの規則も、禁止業務や分離しなければならない業務のように、いくつかの基本的な原則を定めています。銀行の既存の法的主体構造と事業部門をこれらの要件に照らして比較することは、分析の出発点となります。

しかし、これらの最低要件以外では、その他の業務に関してかなりの柔軟性があります。これらの業務をグループ構造のどの部分に配置するかという決定は、銀行の**ビジネスモデル**、例えばリテール重視なのか、ホールセール重視なのかといったことに影響されます。

これらの問題点の検討を終えると、考えられる構造について一連の選択肢が浮かび上がってきます。この時点で、より詳細な分析が必要となります。最初は、その選択肢が経済的に理にかなっているかどうかを検討することです。特に破綻処理計画との関連において、グループ内の各部分におけるさまざまな資産／負債の構成と、さまざまなホールセールファンディングの選択肢（持株会社による負債発行か、事業会社による負債発行かなど）が**資産と資金調達に及ぼす影響のモデリング**が不可欠となります。この作業により、遵守を達成するものの経済的に成り立たない選択肢が消去されます。

遵守を達成し、かつ経済的に成り立つ構造をいくつか洗い出したら、次に検討すべきは、特定の構造の中でグループと個々の事業体をどのように運営すべきかということです。つまり、許容されるモデルが制約される可能性があることと、破綻処理のためのオペレーション上の継続性も不可欠となることを認識しつつ、最善の**オペレーティングモデルとガバナンス・フレークワーク**を検討しなければなりません。

この段階までに、可能性の範囲は、遵守を達成していて、経済的に成り立ち、かつ統治しやすいいくつかの構造に絞り込まれているはずです。ここで生じる問いが、「現在と将来の両方の顧客にとって、それはどういう意味を持つか」ということです。これほどの規模の構造改革は、単なる技術的あるいは金銭的な難題では終わりません。顧客と取引先の銀行との関係のあり方に影響を及ぼすものであり、あまりにも多くの口座を移転しなければならない場合、混乱を引き起こすおそれがあります。

これらの問題を考慮したら、次は銀行の既存の構造を詳細に調べ、法的主体の変更に関連する厄介な問題、特に、選択肢を制限しかねない**隠れたレガシー問題**と**大規模なものになりかねない事業譲渡**がもたらす複雑な問題の解決に取りかからなければなりません。

デザインと導入プログラムは一般に、複数年にわたる大規模な変革プロジェクトになると思われ、移行期間中に多大な混乱を生じさせるとともに、かなりのオペレーショナルリスクをもたらします。

図 1: デザインから導入まで



これは、リングフェンスの検討のための体系的なアプローチを単純化したものです。しかし、リングフェンスはそれだけで独立して行われるわけではなく、幅広い規制改革計画を構成する一つの要素であることを念頭に置いておく必要があります。再建・破綻処理計画との統合は、潜在的に重なる部分があることを考えると明らかに重要です。他にも、資本フレームワークから市場アクセス規則、登録要件、規制当局への報告まで、多くの規制上の要求が関係してきます。規制をめぐるある程度の不確実性が生じるのは避けられないでしょう。欧州委員会の提案が最終的にどのように決着するかをめぐる不確実性が長引いていることから、この展望の改善はほとんど見込めません。銀行は、自己勘定取引などの特定のオペレーションが、同一グループ内の別の事業体に移転されるのではなく、全面的に禁止された場合の影響に対処する必要がありますかもしれません。

リングフェンス規則は、どの法域においてもまだ完全には最終決定されていません。しかし、こうしたいくつかの主要なデザインと導入に関わる問題をすでに見ることができます。このセクションの残りの部分では、ケーススタディとして英国の制度を取り上げ、多くの重要な細部に関する議論が何カ月にもわたって続いていることを踏まえて、一部の問題点をより詳しく検討します。英国の制度の最終的な細部は、他国の規制当局が課すものと全く同じではないでしょうが、教訓の多くは、それぞれの国内市場においてリングフェンスの対象となる他の金融機関にも当てはまるでしょう。

一部の英国銀行はすでに、デザインと変革のためのプログラムに着手しています。金融機関によるこのプロセスを支援するデロイトの取り組みを通じて、私たちは金融機関が直面するタイプの問題点を直接、目にしてきました。大切なメッセージは、数字は重要ではあるものの、ガバナンス、オペレーション、顧客も同じように重要だということです。以下においては、デザインと実務をめぐる課題を特定し、それぞれの母国でリングフェンスの対象となる英国外の銀行にも適用できる教訓を引き出します。

数字は重要ですが、ガバナンス、オペレーション、顧客も同じように重要です。

リングフェンスをデザインする一何をどこに配置するのか？

1. 最低規制要件

英国では、「コア」業務—基本的にリテール預金受入業務—は、リングフェンスされた機関を通じて実施しなければならない一方、「禁止される」業務—本人としての投資及びコモディティの取引—は、リングフェンスされた機関で実施することはできません。その他の「許容される」業務は、グループのどこにでも配置できます。さらに、リングフェンス銀行は、EEA 域外の支店を経営したり、英国に所在していたならば規制対象となる業務を EEA 域外の子会社が実施している場合、EEA 域外の子会社を所有したりすることはできません。銀行はこれまで典型的には、法的主体内でさまざまな業務を混合して実施していましたが、リングフェンスはこれを変えます。さらに英国政府は最近、PRA が許容される法的主体の構造を制限し、特に、リングフェンス事業体と非リングフェンス事業体が持株会社の下に「並列」する「兄弟 (sibling)」構造⁴を要求する見込みであることを明らかにしました。この要求と同等のものは、「同質の機能的サブグループ」を要求する EU の提案にも見ることができます。

4. http://www.publications.parliament.uk/pa/ld201314/ldhansrd/text/131008-0001.htm#st_95

2. ビジネス上の優先事項—「許容される」業務

許容される業務に関しては 2 つの定型的アプローチがあります。リングフェンスで囲い込む業務範囲を広く取る(最大限)アプローチと絞り込む(最小限)アプローチです。最大限アプローチでは、厳格に禁止業務だけをリングフェンス事業体から除外し、コア業務とその他全ての許容される業務を、リングフェンス事業体の中に残します。最小限アプローチでは、厳密なコア業務だけをリングフェンスの中に残し、禁止業務と許容される業務を全て、非リングフェンス銀行に移します。最初のアプローチを採る銀行は、2 番目の選択肢に比べ、「リテール」銀行で保有する総資産の割合が比較的大きくなります。

例えば、その業務の大部分を英国のリテール銀行業務が占める銀行の場合、最初のアプローチを好む可能性が高くなり、ホールセール銀行業務と投資銀行業務が中心を占める銀行は第2のアプローチを好む可能性が高くなります。これはビジネスモデルとも関連しており、必要な改革をできるだけ小さくするために、銀行は自行がどちらの立場により近いかを検討する必要があります。

3. 資本と資金調達

遵守を達成し、かつ戦略的に整合性のあるいくつかの構造を踏まえて、次に、考えられるバランスシートの財務的影響、資金調達構造と資金調達の組み合わせ、信用格付けやその他の問題をモデリングすることが必要となります。

持株会社主体 vs 事業会社主体の資金調達構造

資金調達構造には、2 つの基本的な選択肢があります。第 1 の選択肢は、純粋な持株会社構造です。この構造では、最終的な親会社が持分発行とホールセールファンディングを引き受け、調達された資金は、子会社であるリングフェンス銀行と非リングフェンス銀行の両方に流れます。第 2 は、事業会社主体の資金調達構造です。この場合、リングフェンス事業体と非リングフェンス事業体の両方が独立したホールセールファンディング部門を持ち、持分だけが親会社から流れる構造です。

どちらの構造でも、考慮する必要のある要素は広範に及びます。

a) 個々の事業体の資金調達方法に対する制限: リングフェンス銀行は、非リングフェンス銀行からの資金調達に頼ることができない可能性があります。

b) リングフェンス銀行からグループ内の他の部分への資金供給に対する制限: エクスポージャーを資本の 25% までとする大規模エクスポージャー限度の範囲内で、リングフェンス銀行がどの程度、非リングフェンス銀行に資金を供給できるかという問題は、非常に慎重に考慮すべきです。この選択肢を選んだ場合、非リングフェンス事業体の相対的規模の上限となり、将来の柔軟性を制限する可能性があります。

c) 破綻処理の実現可能性に関する要件: ペイルイン手段の適用を通じて効率的な破綻処理を可能にするような負債構造を構築する必要があります。ペイルイン権限の導入も、特定の区分の債権者に及ぼす影響の予測をいっそう難しくする可能性があります。

d) リングフェンス事業体に対するレバレッジ比率の厳格化の可能性: これは、イングランド銀行がレバレッジ比率に関するレビュー結果を公表するまで推測の域を出ませんが、最近の報道から判断すると、リングフェンス銀行に要求されるレバレッジ比率が 4% となる可能性を排除することはできません(現在のところ、これは英国特有の問題にとどまっています)。

e) リングフェンス全体にわたる事業の切り分け: リングフェンスで分離されたそれぞれの側で資金状況に相違が生じる可能性があり、グループは、負債がリテール側(預金から調達される豊富な資金の供給先として、十分な資産を必要とする)に及んだり、トレーディング側(いまや、そのリテール顧客から調達される資金に飢えている)に付随的な資金不足が生じたりしないように注意する必要が出てくるでしょう。

f) 「too big to fail(大きすぎてつぶせない)」銀行に対する「暗黙の補助金」の廃止: デフォルト確率とデフォルト時損失率の変化による信用格付けの変更(秩序だった破綻処理によって債権者の回収率が変わることを前提とする)を反映して、資金調達コストも変わると考えられます。信用格付けへの影響は複雑であり、実務においては、このような変化を評価して値付けを行う市場の能力は限定されています。影響は銀行によって異なるものとなり、適切な構造を決定する前の詳細な影響のモデリングと予測に代わる対策はありません。

g) 会社間取り決め: 持株会社による持分・負債の発行を選択するグループの場合、事業会社に資金を流すための会社間取り決めとして、特にダブルレバレッジの最小化との関係において、考えられる形態を検討する必要があります。

4. グループへのサービス提供とガバナンスにどう対処するか？

遵守を達成し、かつ経済的に成り立つ一連の可能性を洗い出したら、次の段階は、独立性要件を踏まえて、考えられるオペレーティングモデルとガバナンス構造の評価を行います。ここでの評価は特に、意思決定の独立性、オペレーション・インフラ、リスク管理、財務資源の評価を指します。英国では、重要な限定条件として、これらの要素を「合理的に実行可能な限りにおいて (as far as reasonably practicable)」達成すべきであるとしています。この意味するところは PRA の決定次第となりますが、それは、それぞれのグループに、グループ構造に基づいて実際の解決策を編み出す余地を作り出していると考えられ、「画一的な」制度となる可能性は低くなっています。

オペレーション

要求事項に対処するためには、オペレーション・インフラを再編する必要があります。これは、人的資源、IT とシステム、供給業者との契約、知的財産、共同支配企業、及びその他の企業資源の構造に影響を与えます。大規模かつ複雑な銀行グループのオペレーションの仕組みはそれ自体が、人、契約、物理的資産の複雑なネットワークでできているため、これは複雑な作業となるでしょう。ここでの課題は、リングフェンス銀行に対する独立性要件を遵守しつつ、共通のインフラがもたらすスケールメリットをいかに維持するかということです。主要な選択肢が 2 つあります。すなわち、(1) リングフェンス銀行が非リングフェンス銀行にオペレーション・インフラを提供できるようにする (広範にわたるリングフェンス構造のデザインに適すると思われる) か、あるいは (2) Box 1 で説明するように、破綻の可能性がほとんどない専従の業務子会社 (operating subsidiary (ies)) (OpSub) をグループで利用できるようにする、かの選択です。

ガバナンス

「どのように」という問題だけでなく、「誰が」という問題もあります。リングフェンス銀行には、独立したガバナンスの仕組みが必要となります。つまり、リングフェンス銀行では、リングフェンス事業体から独立した取締役、グループ内の他の組織から独立したメンバー、非執行取締役 (non-executive) が一定の割合を占める必要があります。

Box 1. 業務子会社制度

業務子会社制度は、破綻の可能性が低い別個の業務子会社 (OpSub) を設けて、グループ内の他の組織にサービスを提供する制度です。その目的は、サービスの継続性を確保することにあります。全てのオペレーション・インフラをこの事業体に移し、組織全体にとって、ハードウェアからスタッフ、知的財産、市場と直接関わるフロントオフィス業務に至るまで何もかもを提供する、統合された社内サービス会社として機能できるようにすることで、柔軟性が得られます。

しかし、OpSub は全ての銀行グループに適しているわけではありません。独自のデザイン・導入に関する課題をもたらします。グループ内での配置場所、並びに継続的な資金調達と流動性の取り決めに関して、非常に重要な決定を下す必要があります。OpSub への移行がもたらすオペレーショナル・リスクも慎重に検討しなければなりません。

英国政府はこれまでに、独立したメンバーが占める適切な割合は少なくとも 50% とし、リングフェンス銀行の取締役会に占めるグループ内の他の組織の代表の割合を 3 分の 1 未満とすることを提案しています。この件に関して PRA がどのように結論を下すのかはまだ不明です。リングフェンスの対象となる事業がグループ事業の圧倒的多数を占めるグループである場合、これらの要件には若干の柔軟性があるかもしれません。しかし、これはまだ正式には定められておらず、「圧倒的多数 (overwhelming majority)」という用語も定義されていません。

多くの銀行は現在、法的主体構造と必ずしも一致しない形で事業部門を編成しており、グループの取締役会と経営委員会は、事業部門とその営業地域の代表で構成されています。構造改革計画は、銀行に対し、より正式で整合性のある法的主体構造への移行を促しています。したがって、リスクと報酬を含むさまざまな領域において、リングフェンス銀行も独自の取締役委員会を設ける必要が生じる可能性が高いことを踏まえて、このことが取締役会と委員会のメンバー構成に影響を与えるか、またどのように影響を与えるかについて判断する必要があります。

構造改革の法的主体に関する論点は、取締役会の構成と委員会のメンバー構成に影響をもたらします。

特に難しいと思われるのは、グループレベルの取締役会とリングフェンス銀行の取締役会の力関係を正しく保つことです。リングフェンス銀行の取締役会はグループから独立していなければなりません、それと同時に、その主要株主としてのグループの取締役会に対する注意義務も負っています。

トレジャリー、リスク管理、決済

リングフェンス銀行は、独自のリスク管理の仕組みを持っていなければなりません。非リングフェンス銀行の中に配置されているトレジャリー部門に依拠することができないのは明らかです。つまり、グループ内の他の組織に提供されているものとは分離した、独自の独立したトレジャリー部門を設けるか、あるいは明確に区分された責任領域とリングフェンス固有の機能を持つ、グループのトレジャリー部門を整備するかのどちらかが必要となるということです。重要な点として、リングフェンス銀行内でのトレーディング業務の禁止は、ヘッジや流動性バッファの管理などのさまざまなリスク管理の取り組みを妨げるものではありません。

リングフェンス銀行はまた、決済システムに直接加盟する必要があり、グループ内の他の組織に提供できる決済サービスの量には上限が課せられます。つまり、リングフェンス事業体と非リングフェンス事業体は、決済システムに別個に加盟しなければならない可能性があるということです。

5. 顧客—どちらで受け入れるのか？

次に考慮する必要があるのは、移行期間中と最終状態の両段階において、銀行がどのように顧客を受け入れるのかということです。結果的に「取引銀行の二重化現象」(英国の規則に固有の問題であり、現段階では EU レベルではこれに相当する問題は生じません。)が生じることになる顧客に不要な面倒をかけないようにしなければなりません。これは特に、小規模金融機関にとって深刻な問題となる可能性があります。小規模金融機関は、預金をリテール事業体で保有しなければなりません。しかし中には、複雑なリスク管理の必要があり、非リングフェンス銀行との取引を必要とするところもあります。銀行がそのような顧客のニーズにどのように応えるかは、将来の顧客関係管理における重要な要素になるでしょう。

グループ内の他の組織と関連があるリングフェンス銀行の適切な商品構成は、各銀行の顧客基盤の構成や、意図している両者間の顧客の振り分けにより影響を受けます。リテール重視のグループは、その「許容される」業務の大半をリングフェンス銀行から提供することを好む可能性が高いと考えられます。しかし、顧客の大部分を大企業が占める銀行は、その逆を選ぶかもしれません。

リングフェンス銀行は、グループ内の他の組織で設計された商品を販売することができます。しかし、リングフェンス組織とグループ内の他の組織との関係は、商業的には独立企業間の関係でなければなりません。そのためそのような販売契約は、他の外部の第三者との契約と同じ条件で締結する必要があり、それによりプライシングは左右され、また、さまざまな「許容される」業務の配置場所に影響します。

6. 問題を複雑にする要素—移転とレガシー問題

一連の選択肢は置いておいて、次は、実務面について検討しなければなりません。何をどこに移転すべきでしょうか？また、どのように移転すべきでしょうか？何が障害となりうるでしょうか？リングフェンスの実施によって必要とされる規模での事業体、資産、負債の移転は、法律、規制、そしてオペレーションが絡む複雑な問題となります。特定の法的主体の構成の中で、リテール預金、法人預金、モーゲージ、ローン、デリバティブ及びその他証券を含む資産と負債の移転を行わなければなりません。このような種類の資産と負債の移転を実施するために利用できるさまざまな法的プロセスがあります。

預金の移転の規模は、プロセスの初期段階で下した決定に左右され、英国の銀行の場合は、預金をリングフェンスの外側に移す必要性が生じかねないため、「オプトアウト」手続を取っている個人富裕層と大企業の数に左右されると思われます。これは、金融サービス市場法第 7 編に基づく移転の特別形態である「リングフェンス移転スキーム (ring-fencing transfer scheme)」を通じて行う必要があります。これらの移転スキームは、PRA の同意を取り付けなければならない、第三者専門家によって作成された移転スキーム条件に関するレポートが必要となります。従来、このような移転は 12 カ月から 18 カ月に及ぶプロセスとなっていますが、これほどの規模で行われたことは一度もありません。そのため、導入スケジュールの早期段階で移転スキームを計画することが必須であり、特に口座と金融商品にオペレーション上の変更を加える前に実行する必要があります。

また、銀行の既存の構造を支える契約の中に、財務制限条項が課す制約、配当ブロック、課税、年金問題などの特殊なあるいは予想外のレガシー問題がひそんでいることもあります。これらの問題は、抜本的な構造改革計画の一環として問題を解決することを視野に入れて下されたのではない(当然のことながら)過去の決定の結果として起こりうるものです。多くの銀行は、こうした問題を解決するために、破綻処理計画との関連においてなされた取り組みを活用できると思われれます。

法的主体の再編は、繰延税金資産やのれんなどの無形資産にも影響を与えかねません。グループは、事業の移転や、潜在的なブランドの変更にあたり、そのような無形資産を損なわないように注意を払わなければならないでしょう。

その他の難問

規制上の不確実性

欧州委員会がこの領域における規制案をごく最近になって公表したという事実は、特にその規制案が欧州諸国によるあらゆる既存の提案と整合しているわけではなく、また実際、整合させることは不可能であることを考えると、不確実性を生み出します。残念ながら、この不確実性は、導入段階に入っても続くことは必須と思われれます。

英国の第2次立法とPRA規則もまだ最終決定されておらず、その詳細が、リングフェンスに銀行がいかに対処するかという点で最も重要となります。しかし、さらに、これによってハイレベルな計画立案が中短期的にいつそう重要になります。いったんこれらの詳細が公表されれば、ゼロから始めるのではなく、すでに分析されたさまざまな選択肢から選んだ方がはるかにたやすいでしょう。

他の規制改革との統合

再生・破綻処理計画との間には相乗効果があることは明白ですが、潜在的な問題もあります。リングフェンス銀行の資金調達(すなわち、リングフェンス事業会社からの直接的な負債発行)の完全な独立性は、親会社である持株会社から発行されたあらゆる負債を計算に入れる、望ましい破綻処理戦略と一致しない可能性があります。

資本に関する枠組みとの統合も問題になるでしょう。事業部門の細分化と子会社の連結ベースでの規則の適用によってグループ全体にわたる資本の最適化は、いつそう難しくなります。

米国に大きな勢力基盤を持つ銀行はまた、ボルカールール(EUによる米国との同等性評価への着手は勿論、ボルカールールに対応するEUの法律の完成よりも早く発効する可能性があります。)と外国銀行組織に対する強化されたブルーデンス基準にも取り組まなければなりません。場合によっては、米国の子会社を傘下に入れる中間持株会社の設立が必要となり、グローバル資本と流動性のさらなる細分化につながる可能性があります。

タイミングが全て







リングフェンスへの円滑な移行のカギとなるのは、早い段階から行動すること、ただし慎重に思慮深く行動することです。多くの要素は、計画し、承認を取り付け、実行するのに多大な時間を要します。特定の側面に関わる複雑性はまた、期限が迫ってから一度の切り替えで一気に移行しようとするのではなく、このプロセスをいくつかの段階に分けて管理した方が、特にオペレーショナル・リスクを最小限に抑えるという観点から、望ましいことを示唆しています。







長引く規制上の不確実性が状況の改善につながらないことは確かです。しかし、細部が明確になっていなくても、大まかなデザイン分析の実施、さらには仮定シナリオに基づく詳細な計画立案はできるはずで、さまざまなシナリオを想定した早期の計画立案はまた、規制当局への対応においても役に立ちます。十分な準備を整えておくことが決定的に重要となるでしょう。



英国では、2019年1月という最終的な施行日はまだまだ先のように思われれますが、起こりうる変革の規模を考えると、多くの金融機関はこれらの変更を5年間にわたって導入する計画を立てる必要があります。他の多くの国・地域においては、法律制定の期限を考えると、今すぐ行動を起こす必要性はいつそう強いと言えます。


リングフェンスへの円滑な移行のカギとなるのは、早い段階から行動すること、ただし慎重に思慮深く行動することです。







付録一 各国の構造改革案の 詳細比較表

	EU 	英国 	フランス 	ドイツ 	ベルギー 	米国 
立法の進捗状況	最初の規制案一これからEU立法プロセスを全て通過しなければならない。	第1次立法が完成、第2次立法の草案の諮問が実施されている。 2014/2015年に追加的な規制規則の制定が続く予定。	第1次立法は完成。第2次立法はまだ公表されていない。	第1次立法は完成。第2次立法はまだ公表されていない。	専門家委員会の提言と国王令を受けて、2014年2月に法案が導入された。追加的なベルギー国立銀行規則が導入される見込み。	2010年成立のドッド・フランク法に条項が含まれる。ボルカールール、強化されたブルーデンス基準、スワップ・プッシュアウトについては最終規則が採択された。
適用範囲	EU域内のG-SIB、及び信用機関又は信用機関を含むグループで、総資産が300億ユーロを超え、かつ、総トレーディング業務が700億ユーロまたは総資産の10%を超えるもの、EU域外の信用機関の支店を含む。	欧州経済地域（EEA）の中小企業と個人からの預金額が250億ポンドを超える英国の銀行。	トレーディング業務または特定の投資商品へのエクスポージャーが現時点では基準額（現時点では未定。省令によって決定される）を超える銀行。	トレーディング関連資産が1,000億ユーロを超える、または総資産が900億ユーロを超え、そのうちトレーディング関連資産が20%を超える銀行、またはドイツ規制当局BaFinの裁量による。	規模やシステム上の重要性に関係なく、ベルギー預金保証の対象となっているベルギーの全ての預金受入銀行。	ボルカールールの適用対象となる米国内事業を行っている全ての銀行。ただし、遵守要件は規模に比例。米子会社に500億ドルを超える資産を保有する銀行に対しては、中間持株会社（IHC）要件。
禁止業務の例外	基準額を超える金融機関は、自己勘定取引とオルタナティブ投資ファンドへの投資を禁止される。	n/a	n/a	n/a	ベルギー国内の子会社経由か、外国子会社経由かを問わない、自己勘定取引。ヘッジファンドとの特定の関係を含む。	ボルカールールは、プライベートエクイティとヘッジファンドに対する自己勘定取引と所有持分の維持を禁止。
禁止業務の例外	EU政府債の取引。キャッシュ・マネジメント業務。特定の種類のファンドへの投資。	n/a	n/a	n/a	顧客のための投資サービス、マーケットメイク、自己リスクのヘッジ、流動性管理業務、保有目的での証券の売買。総規制資本に対する市場リスク必要資本の比率は1%を超えてはならない。	特定の政府債の取引、引受業務、マーケットメイク、ヘッジ、流動性管理、米国外でのみ実施される業務。
リングフェンスの種類	トレーディング業務のリングフェンス	リテール・リングフェンス	トレーディング・リングフェンス	トレーディング・リングフェンス	n/a	リングフェンスとは呼ばれていないが、スワップ・プッシュアウト規則は事実上、一部のデリバティブ業務と預金受入業務との分離を要求。

	EU 	英国 	フランス 	ドイツ 	ベルギー 	米国 
リングフェンス内で扱わなければならない業務	<p>監督当局の裁量により、あらゆる種類のトレーディング業務。</p> <p>マーケットメイク、複雑な証券化と複雑なデリバティブは特に注目される可能性あり</p>	<p>個人及び中小企業の預金。</p> <p>リングフェンス事業体は金融商品とコモディティを本人として取引することを禁止される。</p>	<p>レバレッジファンドとの自己勘定取引と特定の無担保取引。</p> <p>マーケットメイクは、省令によって設定された基準額を超える場合、リングフェンスの対象となる。</p>	<p>顧客と関係のない自己勘定のための取引、マーケットメイクにあたらぬ高頻度取引、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ヘッジファンズもしくはその運用会社に対する、又はハイレバレッジのオルタナティブ投資ファンドもしくはその運用会社に関する、貸出と保証。</p> <p>マーケットメイクとその他の取引は、BaFinの裁量によってリングフェンスの対象とするか、禁止することができる（上記の基準額を超えているかどうかは問わない）。</p>	n/a	n/a
リングフェンス事業体に対する禁止事項	<p>トレーディング業務に従事するリングフェンス事業体は、リテール預金を受入れ、及び決済サービスの提供をできない。</p>	<p>リテール業務に従事するリングフェンス事業体は、本人としての投資、コモディティへの投資、及び金融機関に対するエクスポージャーの保有、並びに規制対象業務を行うEEA域外の子会社を所有することができない</p>	<p>トレーディング業務に従事するリングフェンス事業体は、農産物のデリバティブ取引、フランスで課税対象となる場合における高頻度取引、リテール預金の受入れ、リテール決済サービスの提供を行うことはできない。</p>	<p>トレーディング業務に従事するリングフェンス事業体は、リテール決済サービスの提供又は電子マネー事業を行うことを認められない。</p>	n/a	<p>スワップ・プッシュアウト規則は、スワップディーラーがFRBの割引窓口又はFDICの銀行預金保険を利用することを禁止している。</p>
リングフェンス事業体に対する適用除外	なし	<p>「単純な」デリバティブ、自己資産の証券化、デット・エクイティ・スワップ、自己リスク管理に付随する業務、流動性バッファの管理。</p> <p>リングフェンス・リテール銀行は、付随する銀行サービス、決済、トレード・ファイナンス、流動性管理目的に関して、金融機関に対するエクスポージャーを有する可能性がある。</p>	なし	なし	n/a	<p>ヘッジ及びリスク軽減目的のものを含む特定のデリバティブは「銀行適格」と見なされる。</p>

	EU 	英国 	フランス 	ドイツ 	ベルギー 	米国 
非リングフェンス事業体に対する禁止事項	預金受入事業体は、リングフェンスの対象となるトレーディング業務に従事することはできない。	トレーディング業務に従事する非リングフェンス事業体は、個人又は中小企業の預金を受け入れることはできない。	リテール業務に従事する非リングフェンス事業体は、リングフェンスの対象となるトレーディング業務に従事したり、レバレッジファンドと特定の関係を持つことはできない。	リテール業務に従事する非リングフェンス事業体は、リングフェンスの対象となるトレーディング業務に従事したり、ヘッジファンドやハイレバレッジのオルタナティブ投資ファンドと特定の関係を持つことはできない。	信用機関は、ヘッジファンドとの特定の関係を含む自己勘定取引、又は1%の基準額を超える適用除外取引に従事することはできない。	預金保険又は割引窓口の利用継続を望む機関は、持分、コモディティ、一部のクレジットデリバティブの取引に従事することはできなくなる。
非リングフェンス事業体に対する適用除外	預金受入事業体は、自己リスク管理と顧客への販売を目的とした特定のデリバティブ取引を行うことができる。	なし	預金を受け入れている非リングフェンス事業体の場合、顧客への投資サービスと MIFID の「付随的」サービスの提供、清算サービスの提供、特定の種類の自己リスクのヘッジ、一定の基準額までのマーケットメイク、トレジャリー管理が認められる。	マーケットメイク、他者のためのサービスにあたる自己勘定でのトレーディング業務、顧客と銀行間の取引のヘッジ、金利リスク・通貨リスク・流動性リスク・信用リスクの管理、長期の利益参加型投資の売買、清算・決済取引、顧客のためのリスクのヘッジ、主要なブローカーサービス、引受/募集業務、ポートフォリオ管理、投資ブローカー業務、清算機関としての活動。	n/a	n/a
その他の種類の適用除外	n/a	EEA 域外の子会社は、英国にリスクをもたらさない場合、より高い損失吸収要件の適用を除外される可能性がある。	n/a	n/a	n/a	n/a
選択性	一方のタイプの事業体で明示的に禁止されていない業務は、どちらの事業体でも許容される。	一方のタイプの事業体で明示的に禁止されていない業務は、どちらの事業体でも許容される。	一方のタイプの事業体で明示的に禁止されていない業務は、どちらの事業体でも許容される。	一方のタイプの事業体で明示的に禁止されていない業務は、どちらの事業体でも許容される。	なし	銀行適格スワップは、銀行又はノンバンク事業体から提供することができる。
ガバナンス	一方のサブ・グループの取締役の過半数は、もう一方のサブグループの取締役を務めることはできない。	リングフェンス銀行の取締役の過半数は、リングフェンス銀行とグループ内の他の組織から独立していなければならない。	n/a	トレーディング事業体は、独自の別個の経営陣と監査役会を持たなければならない。	n/a	米国内資産(支店と支店以外)が500億ドルを超える米国外の銀行は、米国を本拠地とするリスク委員会と最高リスク管理責任者を置かななければならない。

	EU 	英国 	フランス 	ドイツ 	ベルギー 	米国 
追加的な構造改革	リングフェンスの対象となるグループは、「機能的に同質のサブグループ」— 一方には預金受入事業体、もう一方にはトレーディング事業体—という構造で構成されていなければならない。預金受入事業体は、トレーディング事業体に対する株式や議決権を保有することはできない。	規制当局は、リングフェンス銀行と非リングフェンス銀行が持ち株会社の下に並列する「兄弟(sibling)」構造を要求する可能性がある。リングフェンス銀行は、非リングフェンス銀行を所有することはできない。	n/a	預金受入事業体とトレーディング事業体は同じ銀行グループの一部にとどまることができる(持株構造)が、トレーディング事業体は、経済的かつ組織的に別個の法的主体でなければならない。	トレーディング事業体は、信用機関の連結会社であることはできず、ベルギーのトレーディング事業体は株式仲買会社としての免許を有していなければならない。	米国子会社に 500 億ドルを超える資産を保有する米国外銀行は、その米国子会社を、米国のストレス・テストとリスクベースの資本規則に準拠しなければならない米国中間持株会社の傘下に構築しなければならない。
グループ内関係	独立企業間の関係でなければならない。 預金受入事業体は、自身のサブグループの外部にあるグループ事業体に対して、資本の 25% を超えるエクスポージャーを有してはならない。	独立企業間の関係でなければならない。 リングフェンス銀行が他のグループ事業体に対して有するエクスポージャーには、資本の 25% までという大規模エクスポージャー限度が課せられる。	グループ間エクスポージャーには、大規模エクスポージャー限度が適用される。	独立企業間の関係でなければならない。グループ間取引には、大規模エクスポージャー限度が適用される。	グループ間エクスポージャーには、大規模エクスポージャー限度が適用される。	n/a
追加的なオペレーション上の要件	サブグループが各自で負債を発行することが要求される(グループの破綻処理計画と相反する場合は除く)。預金受入事業体は、個々の金融機関に対して資本の 25% を超えるエクスポージャー、又は金融機関全体に対して 200% を超える総エクスポージャーを有することはできない。	リングフェンスで分離されたそれぞれの側で、単独で資本及び流動性要件を満たさなければならない。リングフェンス銀行は、非リングフェンス銀行によって提供されるサービスに依存してはならない。	単独の資本及び流動性要件。	トレーディング事業体は、自身の資金の借換えを確保にすることを要求される。共有インフラは、親会社またはその他のグループ事業体の中に置かれていなければならない。	n/a	IHC は単独で、米国の規制要件(例えば、データやストレス・テスト)を満たす能力を有していなければならない。
資本要件	n/a	両方の種類の事業体に対して、資本とペイルイン債の両方において、より高い損失吸収要件。	n/a	トレーディング事業体は、ドイツ銀行法に基づき定められている資本要件を遵守しなければならない。	トレーディング勘定が総資産の 15% を超える場合、又はトレーディング業務の必要資本がグローバルな必要資本の 10% を超える場合、追加資本要件。	IHC には、米国のリスクベース資本、流動性及びレバレッジに関する規則が課せられる。

	EU 	英国 	フランス 	ドイツ 	ベルギー 	米国 
遵守	遵守プログラムを維持し、あらゆる取引を登録し、同規則に関連するシステム及びプロセスを記録することが要求される。	未定	未定	トレーディング事業体はコンプライアンス部門を設立しなければならない。	トレーディング業務を追跡し、規模別基準額に照らして監視しなければならない。	ボルカールールと強化されたブルーデンス基準の目的での遵守要件は、規模に比例し、100億ドルを超える資産を保有する銀行には、専用の遵守プログラムが要求される。
実施時期	採択は2015年6月の見込み。自己勘定取引の禁止は2017年1月から、分離は2018年7月の見込み。	リングフェンスの実施は、2019年1月から。	リングフェンスの対象となる業務を2014年7月までに特定。業務の移転期限は2015年7月。	リングフェンスの対象となる業務を2016年1月までに特定。業務の移転期限は2016年7月。	自己勘定取引の禁止は2015年1月から。追加資本要件は2013年12月31日から適用可能になっている。	ボルカールールの遵守は2015年7月から開始。大規模銀行の報告は2014年7月から開始。スワップ・ブッシュアウト規則は2014年1月に発効。銀行は、24カ月間の適用延期を申請できる。IHC要件は2016年1月から開始、導入計画の期限は2015年。

連絡先

Clifford Smout

**Partner, EMEA Centre for
Regulatory Strategy**

csmout@deloitte.co.uk

David Strachan

**Partner & Head, EMEA Centre
for Regulatory Strategy**

dastrachan@deloitte.co.uk

Karyn Daud

**Partner, EMEA Centre for
Regulatory Strategy**

kdaud@deloitte.co.uk

Alan Chaudhuri

**Partner, Audit Banking and
Capital Markets**

achaudhuri@deloitte.co.uk

Vishal Vedi

Partner, Risk and Regulation

vvedi@deloitte.co.uk

Julian Leake

Partner, FS Consulting

jileake@deloitte.co.uk

Ian Smith

Partner, FS Corporate Finance

iasmith@deloitte.co.uk

John Andrews

**Assistant Manager, EMEA
Centre for Regulatory Strategy**

johandrews@deloitte.co.uk

Notes

欧州等規制戦略センターについての詳細はこちらをご覧ください:

www.Deloitte.co.uk/Centre

Deloitte (デロイト)とは、デロイトウシュートマツリミテッド(「DTTL」)(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL およびそのメンバーファームの法的な構成についての詳細は www.deloitte.com.uk/about をご覧ください。

Deloitte LLP は、DTTL の英国のメンバーファームです。

本資料は、一般論として執筆されたものであり、したがって、特定の状況に対応するために本資料に依拠することはできません。本資料に示す原則の適用は、特定の状況に左右されるものであり、本資料の内容に基づき何らかの行動をとるまたは控える前に、専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。Deloitte LLP では、本資料に示す原則を個別の状況にどのように適用するかについて助言を提供しております。Deloitte LLP は、本資料に基づき行動をとったあるいは控えた結果として生じたいかなる損失について、一切の注意義務または損害賠償責任も負いません。

© 2014 Deloitte LLP, All rights reserved.

Deloitte LLP はイングランドおよびウェールズで登録されている有限責任パートナーシップであり、登録番号は OC303675、登録事務所は英国 EC4A3BZ ロンドン、ニューストリートスクエア 2 です。
電話番号: +44 (0) 20 7936 3000、ファックス番号: +44 (0) 20 7583 1198

Designed and produced by The Creative Studio at Deloitte, London.34538A

Translation: © 2014. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC